NICE Web 申請マニュアル

（一財）滋賀県建築住宅センター

Ⅰ　はじめに

1）概要

NICE Web 申請とは、通常、書面（紙）により申請いただいている申請書や設計図書を、ご使用のパソコンからインターネットを利用して電子データで“建築確認事前審査申請（事前相談）”（以下、「事前申請」といいます。）いただくものです。よって、お客様はご来所いただく必要がなく、24 時間 365 日いつでも申請いただけます。なお、センターの業務時間外、定休日等にご申請の場合は、受付日は翌営業日となりますのでご了承ください。

また、建築確認本申請については、将来、電子署名による Web 申請（電子申請）を予定していますが、現時点では課題も多く、当面、プリントアウトした申請書により“書面（紙）申請”していただくこととなりますのでよろしくお願いします。

2）用語の定義

① NICE WEB 申請システム　（以下、「NICE システム」といいます。）

センターが運用する建築確認申請の申請書作成及びデータ送信のための申請ソフト

② NICE Web 申請

建築確認申請情報を NICE システムの Web 上で直接入力することにより申請書を作成、併せて設計図書等の PDF データを添付し、インターネットを利用してデータ送信することにより事前申請していただくものです。

③ 利用者登録

NICE システムの利用に必要な利用者 ID 及びパスワードの発行のために、NICE システムを利用して氏名、メールアドレス等の登録をしていただくことをいいます。

④ 利用者

NICEシステムを利用して建築確認事前申請を行う個人及び法人等をいいます。

⑤ 利用者ＩＤ

利用者を特定するため、利用者登録時にセンターが付与する一意の符号をいいます。

⑥ パスワード

利用者を特定する際のセキュリティを目的として、利用者が指定し、管理する符号をいいます。

⑦ 電子ファイル

NICEシステムを利用して添付する書類（電子データ）をいいます。

⑧ 入力情報

NICEシステムに入力した物件情報をいいます。

3）対象の建築物等

建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物

※A2 版以上の大きさの紙により印刷しなければ内容を確認できない物件等については、印刷の関係から受付できません。

4）パソコンの環境等

センターのNICEシステムをご利用いただくためには、パソコン等の環境が以下のとおりの必要があります。

①推奨するブラウザ　　※ブラウザ ： インターネットを利用するためのソフトウェア

・Internet Explorer　9 / 10 / 11

・Firefox

・Google Chrome

②推奨するOS　　※OS（ｵﾍﾟﾚｰﾃｨﾝｸﾞ ｼｽﾃﾑ） ： システム全体を管理するソフトウェア

・Windows　7 / 8 / 8.1 / 10

③通信回線

・通信回線はSSL回線を使用し、情報セキュリティーの確保に努めています。

※それぞれのシステムで①、②に該当しない場合には、お手数ですがセンターまでお問い合わせください。

Ⅱ　ご利用方法

1）利用者の登録

NICEシステムをご利用いただくためには、「センター友の会」への会員登録（会社ごとに1名以上）と「NICEシステム」の利用者登録をしていただく必要があります。

※1 ： メールアドレス1件につき、1ID・1パスワードが付与されますが、第3者の方を“パートナー登録”していただくことにより、第3者の方もその物件を閲覧することができます。

※2 ： 複数の方がご利用いただくことができる代表メールアドレス等をお持ちの場合は、そのメールアドレスを登録いただくことにより、複数名で、1ID・1パスワードをご利用いただくこともできます。

※3 ： 確認申請時にNICEシステムを利用の場合、ポイントカードサービスのポイント付与（3ポイント加算／申請1件あたり）があります。

2）建築確認事前申請

①事前申請

NICEシステムによる事前申請は、確認申請書の情報を直接Web上に入力し、それ以外の設計申請図書等の電子ファイルをNICEシステムにアップロードしていただきます。

詳細な申請方法等につきましては、別途「NICE Web申請システム 操作マニュアル」をご覧ください。

※添付可能なデータのファイル形式 ： pdfのみとします。

②審査・審査完了

質疑・補正事項が発生した時はメールにてやり取りします。また、審査の進捗状況を確認することもできます。

質疑・補正事項のやり取りが完了しましたら、最終の申請データ（電子データ）のファイルをクローズし、審査完了メールと共に本申請の提出依頼をさせていただきます。

3）建築確認本申請

①申請受付

NICE システムにて事前申請審査済みの最終電子データを必要部数印刷し押印いただいた上で、申請者からの委任状を付けて確認申請書（本申請書）として事前審査を担当しましたセンター事務所までご郵送又は窓口にお持ちください。

◆オプションサービスのご案内 ：＜その場で印刷 !! 即・申請　即・確認 ＞ ◆

ご来店（窓口申請）の場合、事前申請審査済みの最終電子データをセンターがプリントアウト（印刷コピー）し、紙（図面）折りするサービス【 無料 】を承っています。
申請者の押印の必要な申請書類（申請書第１面、委任状、工事届、敷地調査報告書）を持参いただき、電子データからセンターがプリントアウトし、設計図書に設計者印を押印の上、申請書を作成、窓口で即・本申請していただけます。

書面により提出いただきました申請図書等が、最終の電子データと相違ないことをセンターで確認させていただき、併せて手数料のお振り込みを確認させていただいた上で、申請書を受理し、引受承諾書兼手数料領収証書を発行します。

②決裁・確認済証の発行

センターの担当決裁者による決裁が終了しましたら確認済証を発行しお渡しします。

また、事前に申し出があった場合、申請者（建築主）様の実費負担でご郵送させていただくこともできます。

4）建築確認検査申請

検査申請は、紙による窓口申請を基本としますが、FAX 又はメールにて検査予約をした場合に限り郵送申請もできます。

※検査予約は任意です。（検査予約については、センターホームページ「建築確認・検査＞検査の予約申し込み」のページをご覧ください。）

①検査申請

NICE システムの電子データを必要部数印刷し、押印いただいた上で、検査を担当するセンター事務所までご郵送又は窓口にお持ちください。

書面により申請いただきました申請図書等が、電子データと相違ないことをセンターで確認させていただき、併せて手数料のお振り込みを確認させていただいた上で、申請書を受理し、引受承諾書兼手数料領収証書を発行します。

②現場検査

検査時間については、検査前日にセンターからお電話にて連絡させていただきますが、ご不在等により連絡がつかない場合、お手数ですがセンターにお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。

③決裁・確認済証の発行

センターの担当決裁者による決裁が終了しましたら検査済証を発行しお渡しします。

また、事前に申し出があり、宛先を記した返信用封筒をご用意いただければ、センターが郵送料を負担しご郵送させていただくこともできます。

［申請フロー］

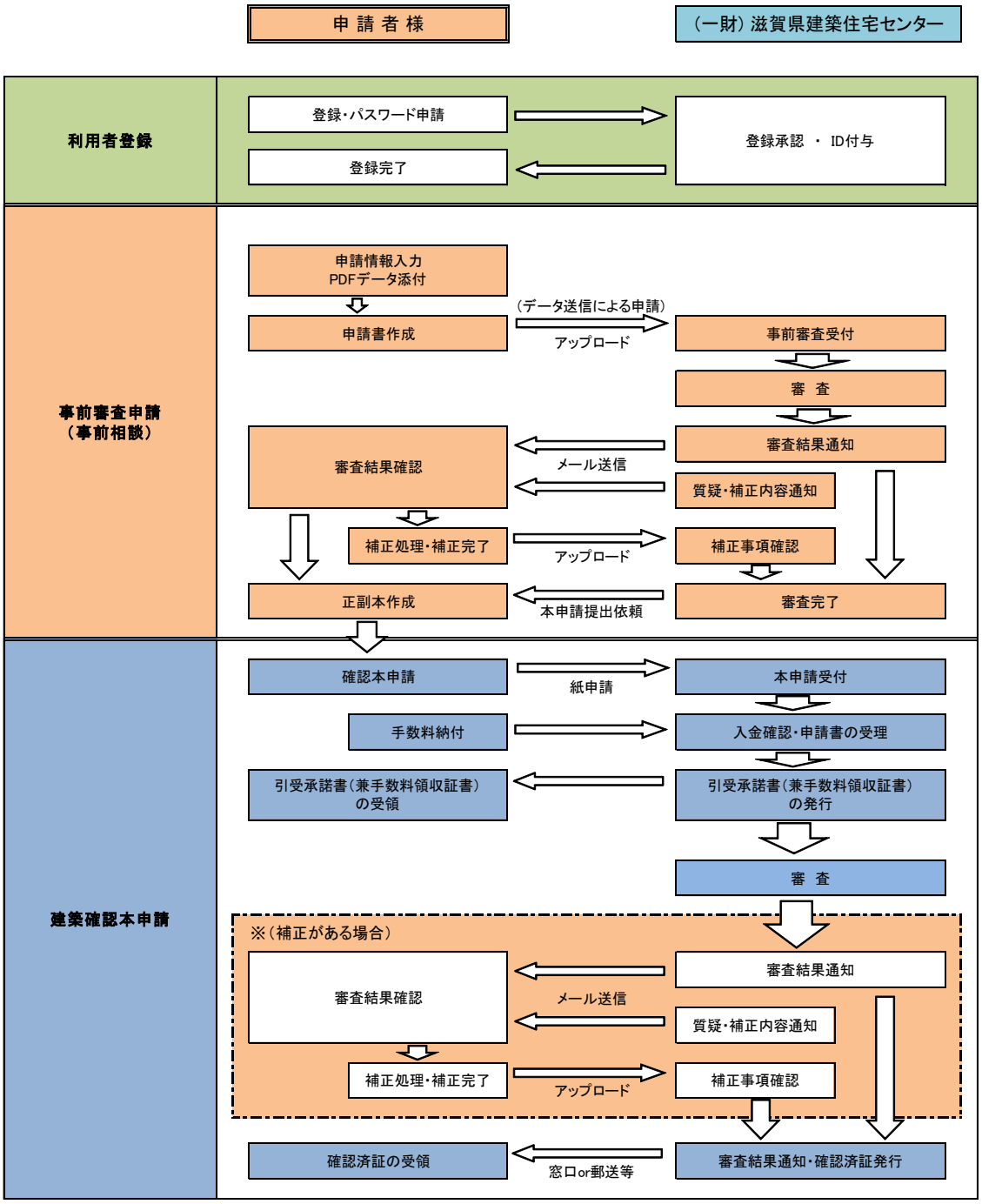

Ⅲ　お問い合わせ等

本システムの利用に関するお問い合わせ先

〒525-0050　滋賀県草津市南草津三丁目１２番地６

（一財）滋賀県建築住宅センター　　審査部

TEL 077-569-6505　　E-mail　：　info@zai-skj.or.jp

FAX 077-569-6561　　http　：　www.zai-skj.or.jp